

長期生活支援資金の概要について

【創設時期】

平成14年12月24日（準備が整った都道府県から随時開始）

【目的】

一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する高齢者世帯に対し、当該不動産を担保として生活資金の貸付けを行うことにより、その世帯の自立を支援することを目的とする。

【実施主体】

都道府県社会福祉協議会（申込窓口は市町村社会福祉協議会）

【貸付対象】

資金の貸付対象は次のいずれにも該当する世帯

- ・ 借入申込者が単独で所有（同居の配偶者との共有を含む。）する不動産に居住していること。
- ・ 不動産に賃借権、抵当権等が設定されていないこと。
- ・ 配偶者又は親以外の同居人がいないこと。
- ・ 世帯の構成員が原則として65歳以上であること。
- ・ 借入世帯が市町村民税の非課税世帯又は均等割課税世帯程度の世帯であること。

【貸付内容】

| | |
|---------|---|
| 貸付限度額 | 居住用不動産（土地）の評価額の70%程度 |
| 貸付期間 | 貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間 又は借受人の死亡時までの期間 |
| 貸付額 | 1月当たり30万円以内の額（臨時増額が可） |
| 貸付利子 | 年利3パーセント又は長期プライムレート（現在1.65%） のいずれか低い利率 |
| 償還期限 | 借受人の死亡など貸付契約の終了時 |
| 担保物件の条件 | ・ マンションは対象としない。 ・ 評価額が10,000千円以上の物件であること。 |
| 償還の担保措置 | ・ 居住する不動産に根抵当権等を設定。 ・ 推定相続人の中から連帯保証人1名を選任。 |

長期プライムレートはH16.4.1現在